補助対象事業において、自己負担額としてみなすことができる

無償の役務及び物資等の範囲及び金額換算基準

宮城県ＮＰＯ等の絆力を活かした震災復興支援事業補助金交付要綱第５条第２項及び宮城県ＮＰＯ等の絆力を活かした震災復興支援事業補助金に係る募集要項第４の（４）に定める基準は、以下のとおりとする。

記

１．取組実施主体の自己負担額として加算可能な役務、物資等の範囲

（１）役務

取組実施主体以外の者（市民ボランティア等）が助成対象取組に提供する無償の役務（確実に提供が見込まれる役務に限る）。

（２）物資

取組実施主体以外の者から、専ら助成対象取組における使用のために提供された物資（無償か有償かは問わない）。

【対象となる役務、物資の例】

○　被災地の植樹事業における

・植樹作業に係る一般市民等のボランティアの役務費相当額

・取組実施主体以外の企業、団体等から寄附された苗木

○　子どもの外遊び支援事業における

・取組実施主体以外の企業等から寄附された移動式遊具一式　等

【対象とならない役務、物資の例】

○　事業実施以前より取組実施主体が取得し、所有していた物資　等

２．金額換算の基準

（１）役務

最新の地域別最低賃金（※）に提供が見込まれる時間、人員数を乗じたもの。

※　宮城県内における活動では９２３円／時（宮城県最低賃金：令和５年１０月１日発効）を適用する。

※　宮城県外における活動については、それぞれの地域別最低賃金を適用する。

（２）物資

同等又は類似の商品の販売価格。

※　物資の時価については、当該物資（類似品を含む）の販売事例の広告、価格表等の写し等をもって必ず確認を行うこと。

３．金額換算の確認のために必要な書類等

（１）別紙「提供役務（物資）換算計算書」（金額換算の積算内訳を記載したもの）

（２）「提供役務（物資）の内容等が確認できる書類」

・役務の場合　作業従事記録、作業日報等

・物資の場合　物資の内容等が分かる資料、同等又は類似の商品の販売価格が分かる資料等

４．その他

事業完了後、無償の役務や物資の提供を含む取組実施主体の自己負担額が、当初の計画より下回ってしまった場合は、県費による補助額は自己負担額に応じた額により確定する。

応募段階から金額換算による自己負担への加算が見込まれる場合は、収支計画書（別紙３）の参考資料として「提供役務（物資）換算計算書」を提出すること。